



地域における生物の多様性の増進のための活動の 促進等に関する法律案について

令和 6 年 3 月

環境省自然環境局自然環境計画課



- ネイチャーポジティブ実現のためには、生物多様性の損失を抑える施策と向上を図る施策の両方を推進することが必要。
- このため、ネイチャーポジティブに向けた施策の一つとして、場所に紐づいた生物多様性保全の取組が重要であり、国の取組に加え、自然共生サイト等の民間等による生物多様性の保全に貢献する活動を促進する施策の更なる推進が必要。
- こうした点について検討を深めるため、環境大臣から中央環境審議会に諮問がなされ、令和5年8月に自然環境部会の下に「自然再興の実現に向けた民間等の活動促進に関する小委員会」を設置。

8月17日：諮問

- ・ 環境大臣から中環審に諮問

8月24日：自然環境部会

- ・ 小委設置を決定

10月13日：第1回小委員会

- ・ 関係者からのヒアリング、論点について議論

11月27日：第2回小委員会

- ・ 答申（案）について議論

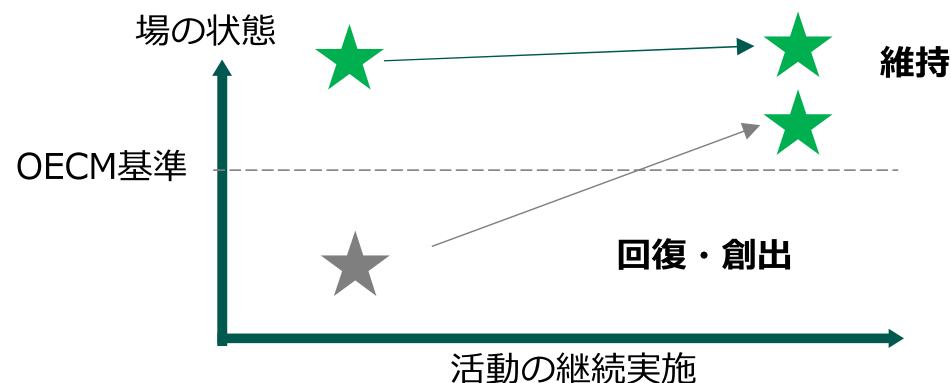
＜12月8日～1月6日：パブリックコメントの実施＞

1月23日：第3回小委員会

- ・ 答申をとりまとめ



場所と紐付いた活動に着目し、活動計画を認定



生物多様性を増進（維持、回復、創出）する取組を実施

自然再興の実現に向けた民間等の活動促進につき今後講ずべき必要な措置について（答申）【概要版】

自然共生サイト運用等を踏まえ、場所と紐付いた民間等による取組を促進するため法制度を検討

2024年1月30日

背景

- ・ ネイチャーポジティブ、30by30目標、劣化地再生の達成が必要
- ・ OECMを活用し身近な自然や多様な動植物の生息環境を保全し、生態系ネットワークの構築、生態系の健全な回復を推進
- ・ 民間等の取組への期待（自然共生サイト第1期122か所認定）

損失を抑える施策と向上を図る施策の両方を推進し、ネイチャーポジティブの実現に向けて生態系の健全性の回復に繋がる場所と紐付いた民間等の活動を促進。

必要な措置

（１）場所と紐付いた活動計画の国による認定

- 民間等が作成する場所に紐付いた活動計画を国が認定
 - ・ 法制度の面から実行に掛かる課題に対応
 - ・ 統一的な観点による判定
 - ・ 国際的な信頼性の確保
 - ・ 生物多様性が豊かな活動区域はOECMとして登録

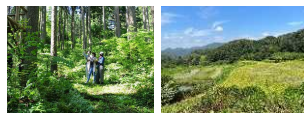
（２）活動の対象範囲、計画策定主体、活動内容の方向性

（活動の対象範囲）

- 陸域及び海域において、生物多様性豊かな場所での活動に加えて、生態系の回復及び創出の活動も対象

（活動計画の作成主体）

- 民間等が作成
- 市町村が多様な主体と連携して作成



（活動の内容）

- 生態系タイプや目標に応じて検討整理。
検討整理にあたって、農水省及び国交省と連携
- グリーンウォッシュにならないよう，土地利用の変遷や周辺地域との関係性に留意

（３）活動の継続性及び質の担保への対応策

- 活動状況を確認し、計画に基づく活動が実施等されていない場合は認定取り消し
- 活動の継続性・安定性担保のための協定制度も用意
- 自治体や民間等による中間支援の推進
- 簡便なモニタリング手法の開発・普及、人材育成
- 活動の継続性や活動内容の見える化
- 地方公共団体との連携
- 国内外への普及啓発・理解増進

（４）関係する分野・施策との連携強化

- 保護地域等における行為規制の特例や外来生物防除等の計画のみなし認定により手続きのワンストップ化
- 気候変動、循環経済、Eco-DRR、観光、健康、教育等との連携
- 国土計画、みどり戦略、森林計画、まちづくりGX等との連携・調和を強化、ランドスケープアプローチの推進

（５）活動を促進するための方策の推進

- 国民運動的に展開するため活動計画の認定は広くした上で、保全状況や環境価値を評価

- 支援証明書やマッチング、公的資金の活用など人的・資金的支援の強化
- 申請者の負担軽減も意識した、効率化が図れる事務体制の構築や事前の調整方法の整理

＜参考＞ 自然再興の実現に向けた民間等の活動促進に関する小委員会委員



No.	氏名	種別	所属
1	小泉 透	委員	国立研究開発法人森林研究・整備機構 フェロー
2	勢一 智子	委員	西南学院大学法学部法律学科 教授
3	中村 太士	委員	北海道大学大学院農学研究院 教授
4	藤田 香	委員	日経BP 日経ESGシニアエディター 東北大学グリーン未来創造機構/大学院生命科学研究科 教授
5	石井 実	臨時委員 (委員長)	大阪府立大学 名誉教授 地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長
6	中静 透	臨時委員	国立研究開発法人森林研究・整備機構 理事長
7	西澤 敬二	臨時委員	経団連自然保護協議会 会長
8	広田 純一	臨時委員	岩手大学 名誉教授 いわて地域づくり支援センター 代表理事
9	深町加津枝	臨時委員	京都大学大学院地球環境学堂 准教授
10	山野 博哉	臨時委員	国立研究開発法人国立環境研究所 生物多様性領域長
11	浅野 正富	専門委員	小山市長
12	一ノ瀬 友博	専門委員	慶應義塾大学 環境情報学部 教授・学部長
13	大下 英和	専門委員	日本商工会議所 産業政策第二部長
14	角谷 拓	専門委員	国立研究開発法人国立環境研究所 生物多様性領域 生物多様性評価・予測研究室 室長
15	佐藤 留美	専門委員	特定非営利活動法人 Green Connection TOKYO 代表理事
16	土屋 俊幸	専門委員	東京農工大学 名誉教授 一般財団法人 林業経済研究所 所長
17	森田 香菜子	専門委員	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 生物多様性・気候変動研究拠点 主任研究員

「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設と、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずる。

■ 背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」※¹の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※²の設定促進が必要。
- また、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。

※¹ 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる

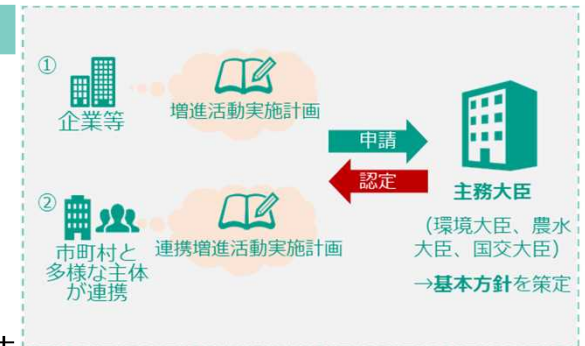
※² 保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

■ 主な措置事項

1. 地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

（1）増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。
 - ② **市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。
- ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化といった特例**を受けることができる。



（2）生物多様性維持協定

- ②の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。

2. その他

- （1）（独法）環境再生保全機構法の一部改正（認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施）
- （2）生物多様性地域連携促進法の廃止

＜施行期日＞ 公布の日から起算して、1年を超えない範囲で政令で定める日

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」※1の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※2の設定促進が必要。
- また、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。

※1：ネイチャーポジティブ

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させること。

- 生物多様性は人類の存続の基盤であり、その上に社会が成立し、更にその上に経済が成立するという3層構造。
- しかしながら、我が国の生物多様性は過去50年間損失し続けている。
- このため、将来にわたって生物多様性の恵みを享受するために、生物多様性の損失を止め反転させることが必要。



※2：OECM

保護地域以外で生物多様性保全に資する地域のこと。

- ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、場所に紐付いた取組の推進が重要。
- 保護地域に加えて、人々の生業や民間の自発的な取組によって自然が守られている地域など身近な自然をOECMとしてカウントし、地域の生態系を保全することが重要。



里地里山



都市の緑地

OECMのイメージ

自然共生サイト認定を踏まえて

- 環境省では、民間の活動等によって生物多様性の保全が図られている区域（森林、里地里山、都市緑地、沿岸域等）を「自然共生サイト」として認定する仕組みを令和5年度から開始。

【自然共生サイトについて】

- 令和5年度前期・後期合計で185か所を決定。
- 認定された区域のうち、保護地域との重複を除いた区域はOECMとして国際データベースに登録。
- 活動促進等のためのインセンティブとして、自然共生サイトを支援した者に「支援証明書」を発行する制度（TNFD等への対応に活用できるよう設計）や、専門家派遣等を検討中。



自然共生サイト認定証授与式（令和5年10月25日）



【法制化による自然共生サイトの取組強化】

- 自然共生サイトは、生物多様性が豊かな場所を対象。これは、認定によって今後も適切に保全が継続される蓋然性を高める観点から有効な手段であり、OECMとして30by30目標にも貢献。
- 一方で、ネイチャーポジティブの実現に向けては、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」のターゲット2において「2030年までに劣化した生態系の少なくとも30%で効果的な再生を行うこと」とされているように、生物多様性の回復や創出を図ることも必要。
- そのため、法制化に当たっては、生物多様性が豊かな場所での活動（維持する活動）に加えて、管理放棄地などにおける生物多様性の回復や、開発跡地などにおける生物多様性の創出も対象。
- その上で、活動により、活動場所の生物多様性が豊かになれば、OECMとして、30by30目標の達成にも貢献。



生態系の創出の取組例（静岡県富士市）

＜基本理念等＞（第1条～第7条関係）

- ネイチャーポジティブの実現に向けて、基本理念を規定。

生物の多様性の増進は、豊かな生物の多様性を確保することが人類の存続の基盤であることを踏まえ、生物の多様性その他の自然環境の保全と経済及び社会の持続的発展との両立が図られ、現在及び将来の国民が豊かな生物の多様性の恵沢を享受することができる、自然と共生する社会の実現を旨として、国及び地方公共団体並びに事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体の密接な連携の下に行われなければならないものとする。

- 生物の多様性の増進とは、生物の多様性を維持し、回復し、又は創出することをいう。
- 国、地方公共団体、事業者、国民についての責務・努力規定を設ける。

⇒ ネイチャーポジティブ実現に向けた基本理念、各主体の役割分担を規定

＜基本方針＞（第8条関係）

- 主務大臣（環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）は、地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針を定めるものとする。
- ・ 基本方針には、地域生物多様性増進活動の促進の意義、計画作成の基本的事項、農林漁業に係る生産活動との調和その他の配慮すべき事項等を記載する。
- ・ 基本方針は、生物多様性基本法の生物多様性国家戦略のほか、森林法、みどりの食料システム法、都市緑地法の計画等との調和が保たれたものでなければならないものとする。

⇒ 3大臣による基本方針策定により、生物多様性増進に資する活動の方向性を提示

＜増進活動実施計画の認定＞（第9条・第10条）

- 地域生物多様性増進活動を行おうとする者（企業、NPO等）は、単独で又は共同して、「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

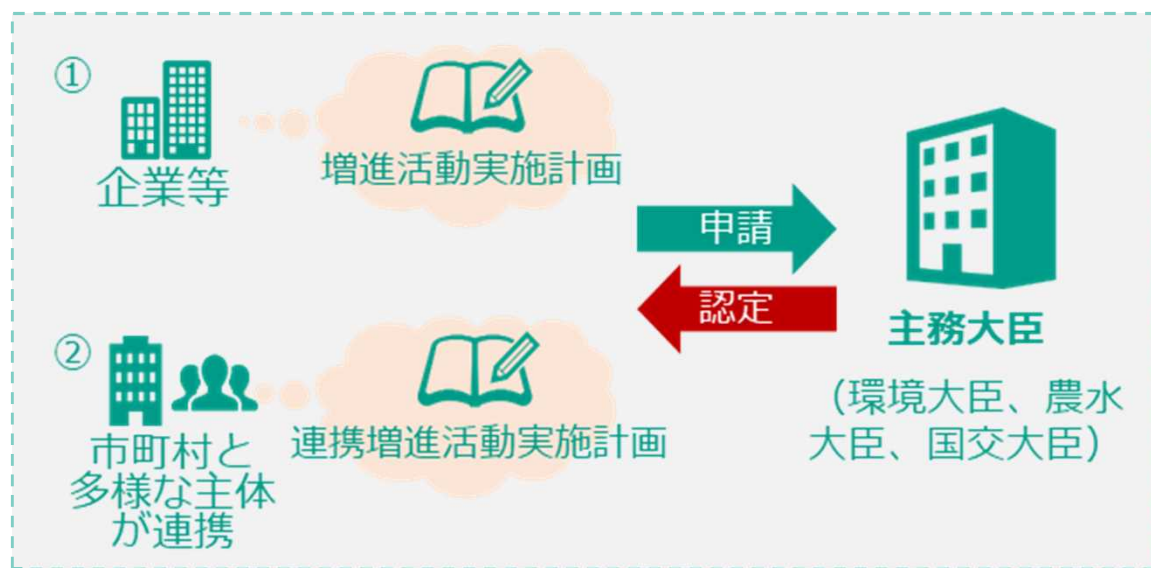
＜連携増進活動実施計画の認定＞（第11条～第13条）

- 連携地域生物多様性増進活動を行おうとする市町村は、単独で又は共同して、「連携増進活動実施計画」を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

＜共通事項＞

- ・ 計画には、活動の内容、区域、目標、実施体制等を記載する。計画に係る変更の認定、認定の取消し等について所要の規定を設ける。主務大臣による報告徴収及び報告義務違反に対する罰則を規定する。

⇒ 民間と市町村の特性に応じ、「増進」と「連携」の2つの計画認定制度を設ける。



先行的事例である「自然共生サイト」の認定例



企業による森林の整備



官民学による里地里山の保全



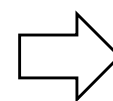
水田ビオトープの田植え



都心における緑地の整備

認定計画に係る法律上の特例

＜法律上の特例措置＞（第15条～第22条関係）



認定により、自然公園法等の
手続をワンストップ化・簡素化

①保護地域等における行為規制等の特例

法律	対象地域	特例の対象とする行為の例
自然公園法	国立公園及び国定公園	・木竹の伐採（木竹の本数の調整、整枝等） ・工作物の新築（自動撮影カメラや赤外線センサーその他の動植物の生育・生息状況をモニタリングするために必要な小規模な機器又は防鹿柵等） 等
自然環境保全法	自然環境保全地域	
種の保存法	生息地等保護区の管理地区	
鳥獣保護管理法	鳥獣保護区の特別保護地区	
都市緑地法	緑地保全地域及び特別緑地保全地区	
森林法	地域森林計画対象民有林	・伐採等の届出

②関連法令の認定みなし

対象制度	対象制度の概要
特定外来生物の防除 （外来生物法）	民間等による特定外来生物を計画的に防除する計画について、環境大臣等の認定を受けることにより、特定外来生物法及び鳥獣保護管理法の規制の一部が不要となる。
生態系維持回復事業 （自然公園法、自然環境保全法）	民間等による国立公園等におけるシカ対策等の事業について、環境大臣等の認定を受けることにより、国立公園等における許可等が包括的に不要となる。
保護増殖事業 （種の保存法）	民間等による国内希少動物種の保護等の事業について、環境大臣の認定を受けることにより、種の保存法による規制が包括的に不要となる。

＜生物多様性維持協定＞（第22条～第26条関係）

- 認定連携市町村は、認定連携増進活動実施計画の実施のため必要があると認めるときは、認定連携活動実施者及びその認定連携増進活動実施計画に係る区域（海域を除き、生物の多様性が維持されている区域に限る。）内の土地の所有者等と協定を締結して、当該土地の区域内の連携地域生物多様性増進活動を行うことができるものとする。
- 生物多様性維持協定は、協定区域内の土地の所有者等の全員の合意を得なければならない。
- 認定連携市町村による公告のあった協定は、その公告のあった後において協定区域内の土地の所有者等となった者（相続人等）に対しても、その効力があるものとする。

⇒ 土地の所有者等の協力が活動の継続に不可欠であることを踏まえ、市町村が作成した「連携計画」に基づき、長期安定的に活動を実施するための協定制度を設ける。



その他（関連する施策との連携等）

＜関連する施策との連携等＞（第28条～第32条関係）

- 関係者間における連携・協力のあっせん等を行う「地域生物多様性増進活動支援センター」の確保
- 国及び地方公共団体は、地球温暖化の防止、気候変動適応、循環型社会の形成、防災、水循環その他の関連する施策との連携を図るよう努める。
- 国は、生物多様性の増進に関する科学的知見の充実のための措置を講ずる。
- 国は、生物多様性の増進に関する国際協力を推進するよう努める。
- 国は、教育活動、広報活動等を通じて、地域生物多様性増進活動に関し、事業者及び国民の理解の増進等のための措置を講ずる。

⇒ **ネイチャーポジティブ実現に向け、関係する施策との連携や、生物多様性に関する理解の増進など国が取り組むべき施策について規定する。**

＜施行期日等＞（附則関係）

- この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、基本方針策定に係る準備行為等については、公布の日から施行する。
- 生物多様性地域連携促進法※を廃止し、所要の経過措置を設ける。
※地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律
- 独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正し、主務大臣の認定等の事務の一部を独立行政法人環境再生保全機構に行わせるため、業務等に必要な規定を追加する。

⇒ **関係法令の整備を行い、本法案の施行に向けた実施体制等を確立する。**